

県産品販売促進事業実施要領

第1 目的

本県農林水産物及び加工品（以下「県産品」という。）の県内消費者による利用を拡大するため、県民が愛着を持って利用できる県産品を取り扱う県内の販売店や料理店の店舗を指定する。また、これらの指定を受けた店舗（以下「指定店」という。）を活用し、県産品の販売促進を推進するとともに、「食と農」及び県産品に関する情報提供並びに「うまいもどころ食彩運動」の普及啓発活動（以下「事業」という。）を実施する。

第2 事業の実施

県は、この事業を円滑に推進するため、第3の1の事業を県産品の販売促進活動等の経験を有するいばらきの味販売戦略推進委員会（以下「委員会」という。）に委託して実施するものとする。

第3 事業内容

1 店舗の指定

(1) 指定要件

委員会は、本要領の目的達成に積極的に協力する店舗で、次の要件の全部を満たす店舗を対象に、指定し、指定証を交付するものとする。

ア 販売店の場合

- ① 店舗において直接消費者に販売すること
- ② 県産品の「販売コーナー」を常設すること
- ③ 店舗で扱う農産物以外の各分野においても、出来る限り県産品を揃えること
- ④ この事業に関連する県の各施策に積極的に協力すること
- ⑤ 県産品を販売していることを仕入れ伝票等で明らかに示すこと
- ⑥ 食品衛生法及びJAS法等、関連法令等を遵守していること

イ 料理店の場合

- ① 店舗において直接消費者に飲食させること
- ② 主たる食材が県産品である料理を周年提供すること
- ③ 本県産食材を使用している料理をメニュー等でPRすること
- ④ 使用している県産品の情報を常時掲示すること
- ⑤ 本県産の食材を使用していることを仕入れ伝票等で明らかに示すこと
- ⑥ 食品衛生法等、関連法令等を遵守していること
- ⑦ 店名、料理名等において他都道府県を強くイメージできるものは排除する

(2) 指定期間

指定期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年度途中からの指定の場合の指定期間は、その残余期間とする。ただし、継続して指定を受ける場合は、更新手続きにより更新するものとする。

2 販売促進及び普及啓発活動

指定店を活用し次のとおり販売促進及び普及啓発活動を行う。

- (1) 各種のぼりやパネル等を活用した県産品の販売促進活動
- (2) インターネット、パンフレット及び各種媒体を活用した普及啓発活動

第4 その他

この実施要領のほか、必要な事項については知事が別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成14年6月24日から施行する。

付則

この要領は、平成16年7月26日から施行する。

付則

この要領は、平成17年5月9日から施行する。

付則

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 平成21年度申請分の指定期間については、第3(2)の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。